

広島市告示（安佐南区）第31号
令和7年4月11日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所農林建設部建築課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 解除を受けた区分任出納員
安佐南区役所農林建設部建築課
主事 柴田 侑作
- 2 解除させた事務
市営住宅使用料の収納事務
- 3 解除年月日
令和7年3月31日